



Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.16

February, 2012

巻頭言

法学部運営と予測・実行

三浦 大介

河川管理の法制度について書かれた大正期の論説に、将来、人力をもって完全に河川を制御する時代が必ず来る、と書かれていたことを記憶している。その時代は、少なくとも現時点においては、まだ遠い将来のように思える。

日本では河川を管理するため、早くも明治期に河川法が制定されている。明治初年に来日した河川土木の御雇外国人が日本の川を視察し、「これは川ではない、滝だ」と感想を漏らしたそうである。急峻な山岳地帯から一気に平野部へ流れ込む日本の川には自然災害がつきもので、明治政府はこれを制御することに注力し、河川法も、まさに治水を主たる関心事とする法律であった。

しかし、いかに法制度を整備し、時代を経て土木技術が発展しようとも、私たちはいまだ自然に対し抗うことはできない。昨年3月11日の東日本大震災で三陸地方を襲った津波は、明治から数えて三度の大津波による被害を受け、その防御は万全であるかのように思われた三陸沿岸の人々の命を奪い去った。

津波は防波堤に当たると、その高さは1.5倍に膨れ上がるそうである。今回の津波の最高位は大船渡で16.7mであったといわれているが、これを防御するためには相当な高さをもつ防波堤が必要だったことになる。

防波堤の技術基準については、海岸法に基づく国

土交通省令で定められている。この海岸法は昭和34年に制定されたもので、当時相次いだ高潮災害に対応するために作られた法律である。その省令では、防波堤は当該地域で過去に襲来した津波の高さを考慮

して設置すべきこととなっている。今般、この基準が守られていたかどうかは別にして、数10mもの高さの防波堤を必要とする津波が襲うことは、容易には予測し難いものであったことは確かであろう。

仮に予測し得ても、防御の実行には諸々の制約を受ける。盤石な防御を実現すべきことは誰でも主張できるけれども、堅牢な壁で囲まれた要塞都市のような街を、平時において住民たちは望むであろうか。そのような社会的な制約のほか、技術的、財政的な制約も伴う問題である。また、生物多様性や景観の保護の要請にも向き合う必要がある。河川法、海岸法ともに、近年の法改正で環境保全の思想が盛り込まれていることにも意を払わなければならない。さらには、完全に防御することはやはり不可能であるから、防波堤は津波の勢いを殺ぐ一減災する一ための施設として位置づけ、あとは住居移転や津波避難ビルの活用、住民への啓発を併せて行うべきだとの





議論もある。

そのようななか、果敢に予測し、実行することで、人々の生命・財産を守らなければならないという困難な課題が今、国や地方自治体のみならず、私たちの社会に突きつけられているのである。

もっともいつの時代においても、予測と実行はそう簡単な事柄ではなかったといえる。「先行き不透明な時代」などと形容されて久しいが、歴史を紐解けば、将来予測が簡単だった時代など、有史以来どこにもなかったとさえいえよう。このことは、自然災害の予測などに限らず、政治・経済をはじめ広く社会生活一般についてもいえる。

全国の大学・法学部を取り巻く現状は、新司法試験・法科大学院制度に係る諸問題も相俟って、先行き不透明感はいつそう強くなっているようである。が、そのようななかにおいても、我々は先行きを予測し、次世代へ法学教育を引き継ぐための方策を講じなければならない。

まずもってなすべきことは、学部・法科大学院の連携強化策の構築である。これは、神大法学の今後のあり方―比較的近い将来―を規定する取組みであり、直ちに着手すべき優先課題となっており、平成24年度からロースクールと学部の教員が協働して、ロースクール進学を視野に置く学部学生を対象とする「連携ゼミ」を設置することが決まった。

さらに、法学部教育への多様なニーズにどう応えるべきか、という現在の課題への対応も、同時に模索すべきである。神奈川大学法学部が、魅力ある教育機関として将来にわたり、有為な人材を社会に輩出する使命をいかに果たすべきかという、中・長期的課題への取組みこそ、予測・実行の難しさを大い

に伴う作業にほかならない。

これら構築性のある事業の遂行にあつては、これまでの大学運営においては一般に必要とはされてこなかった、慎重かつ大胆な予測と、ブレのない実行力が求められるところである。元来、これは民間企業の経営において求められる能力だと考えるが、これからの大学運営は民間企業と同じ経営センスが要求される、というわけではない。私益としての利潤を追求する民間企業と、高等教育という公益の実現を目的とする大学とでは、予測と実行における考慮要素とそのあり方に大きな差異がある。

公益追求のそれらがいかに難しいかについては、行政法学を専攻する私には多少なりとも理解できる。そして同時に、多くの学部スタッフが協働で乗り越えなければ達成できない課題であることを、何よりも実感しているところである。

(法学部教授、法学部長)

